

計画事業（案）

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業		
1 地域で ともに支え 合うしくみ の充実	1 高齢者等 による支え合 いのしくみの 充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実	
		2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
		3	地域ケア会議の運営	
		4	小地域福祉活動の推進	
		5	民生委員・児童委員による相談援助活動	
		6	話し合い員による訪問活動	
		7	みまもり訪問事業	
		8	高齢者見守り相談窓口事業	
		9	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	
		10	社会参加の促進事業	
		11	シルバー人材センターの活動支援	
		12	シルバーお助け隊事業への支援	
		13	いきいきサービス事業の推進	
		14	ボランティア活動への支援	
		15	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業	
		16	地域活動情報サイト	
	2 医療・介護 の連携の推進		1	地域医療連携の充実
			2	在宅医療・介護連携推進事業
			3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	3 認知症施 策の推進		1	認知症に関する講演会・研修会
			2	認知症相談
			3	認知症ケアパスの普及啓発
			4	認知症地域支援推進員の設置
			5	認知症支援コーディネーターの設置
			6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
			7	認知症初期集中支援事業
			8	認知症サポーター養成講座
			9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
			10	認知症の症状による行方不明者対策の充実
			11	認知症ともにパートナー事業

		12	認知症ともにフォローアッププログラム
		13	若年性認知症への取組
		14	生活環境維持事業
	4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症初期集中支援推進事業【再掲】
		3	認知症サポーター養成講座【再掲】
		4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】
		5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】
		6	緊急ショートステイ【再掲】
	5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		2	文京ユアストーリー
		3	老人福祉法に基づく相談・措置
		4	介護保険相談体制の充実
		5	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		6	文京区版ひきこもり総合対策
	6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業
		4	法人後見の受任
		5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築
		6	高齢者虐待防止への取組強化
7		悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目	小項目	計画事業	
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス
		2	施設サービス
		3	地域密着型サービス
		4	事業者への実施指導・集団指導
		5	介護サービス情報の提供
		6	給付費通知
		7	公平・公正な要介護認定
		8	主任ケアマネジャーの支援
		9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		10	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり暮らし	1	高齢者自立生活支援事業

	らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
		3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
		3 介護サービス事業者への支援	1
	2		ケアマネジャーへの支援
	3		ケアプラン点検の実施
	4		福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）
		5	高齢者施設の整備（介護老人保健施設）
		6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
		7	緊急ショートステイ
8		公園再整備事業	
9		文京区バリアフリー基本構想の推進	
10		文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
11		道のバリアフリーの推進	

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 介護予防・日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	短期集中予防サービス
		3	介護予防ケアマネジメントの実施

		4	介護予防把握事業	
		5	介護予防普及啓発事業	
		6	介護予防ボランティア指導者等養成事業	
		7	文の京フレイル予防プロジェクト	
		8	生活支援体制整備	
		9	地域介護予防支援事業（通いの場）	
		10	地域リハビリテーション活動支援事業	
		3 生涯学習 と地域交流の 推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
			2	文京いきいきアカデミア（高齢者大学）
			3	生涯にわたる学習機会の提供
	4		高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援	
	5		いきがいつくり世代間交流事業	
	6		いきがいつくり文化教養事業	
	7		いきがいつくり敬老事業	
	8		ふれあいいきいきサロン事業	
	9		福祉センター事業	
	10	長寿お祝い事業		
	11	シルバーセンター等活動場所の提供		

大項目	小項目	計画事業	
4 いざと いう時のた めの体制づ くり	1 避難行動 要支援者等へ の支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
	2 災害に備 える住環境対 策の推進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置費用助成
	3 災害に備 える介護サー ビス事業者へ の支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
		2	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

計画事業の概要

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議及び検討する委員会を運営する。また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。

1-1-3 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1-1-4 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-6 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行

う。

1-1-7 みまもり訪問事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-8 高齢者見守り相談窓口事業

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。

1-1-9 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、閉じこもり防止）、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。

1-1-10 社会参加の促進事業

ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-11 シルバー人材センターの活動支援

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

1-1-12 シルバーお助け隊事業への支援

高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-1-13 いきいきサービス事業の推進

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-14 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、

ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

1-1-15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

ミドル・シニアの行動力とアイデアを活かして、区の情報誌（セカンドステージ・サポート・ナビ）の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等をミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど情報発信の強化を行う。

1-1-16 地域活動情報サイト

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-2-1 地域医療連携の充実

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるための在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するため、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

1-3-2 認知症相談

認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を

受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図る。

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-8 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活躍の場について検討を進める。

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェへの取組を推進する。

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。

1-3-11 認知症ともにパートナー事業

医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。

1-3-12 認知症ともにフォローアッププログラム

認知症の本人やその家族、今はまだ認知症でない方も参加でき、脳と体の健康をマネジメントするプログラムを実施する。内容は、脳健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、医師や管理栄養士・健康運動指導士による講話等を行う。

1-3-13 若年性認知症への取組

東京都若年性認知症総合支援センターや関係機関等と連携し、若年性認知症の人への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。

1-3-14 生活環境維持事業

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

1-4-2 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1-3-7参照】

1-4-3 認知症サポーター養成講座

【再掲 1-3-8参照】

1-4-4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1-3-9参照】

1-4-5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1-5-1参照】

1-4-6 緊急ショートステイ

【再掲 2-5-7参照】

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

1-5-2 文京ユアストーリー

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援および定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-3 老人福祉法に基づく相談・措置

高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行う。また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度にかかる審判請求を行う。

1-5-4 介護保険相談体制の充実

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-5-6 文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」(Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所)を行う。

また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながらサポートを行う。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-3 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

1-6-4 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

成年後見制度利用促進計画で定められた成年後見制度に係る広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を図る。このネットワークの中核的な機関を成年後見制度推進機関である社会福祉協議会に委託し、支援を必要とする区民の早期発見、福祉・法律の専門職団体や関係機関による支援及び連携強化を行うとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

虐待を受けた高齢者の状況を確認し、保護等の必要な措置を講じる。また、高齢者の権利擁護のため、広報啓発活動を進め虐待防止や早期発見を図る。

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。

2-1-1 居宅サービス

要支援・要介護状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設（介護医療院）に入所（入院）している要介護者に対し、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた自宅や、地域での生活が継続できるように、区が事業者の指定や監督を行い、地域の特性に合わせ、利用者のニーズにきめ細かく応えることで、住み慣れた地域での絆を失わない介護を実現する。また、潜在的なニーズ等を把

握、分析し、より実情にあった整備計画に基づき、民間事業者による効果的かつ効率的な施設整備を促進する。

2-1-4 事業者への実施指導・集団指導

居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護保険サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

2-1-5 介護サービス情報の提供

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。

2-1-6 給付費通知

適正な介護サービス及び総合サービス事業が提供されているか、利用者及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。

2-1-7 公平・公正な要介護認定

介護保険サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援

する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方または総合事業対象者の被保険者証をお持ちの方で、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

医療機関受診時に付添いが必要で、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な座位を保てない状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成し、精神的又は経済的負担の軽減を図る。

2-2-6 ごみの訪問収集

65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

介護サービス事業者相互間及び区との連携及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに個別指導を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助及び将来の担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアーや出張講座、介護の魅力伝える映画会などのイベント、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

2-5-1 居住支援の推進

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯、低額所得者等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、その方の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。

2-5-5 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。

2-5-7 緊急ショートステイ

介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-8 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行うほか、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に配慮した整備を推進します。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の進捗管理を行うとともに、道路や施設等のバリアフリー化を一体的に推進する。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整

備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-11 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3-1-1 健康相談

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康診断を実施する。

3-1-2 健康診査・保健指導

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

60歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

閉じこもり予防や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

3-1-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2-1 訪問型・通所型サービス

地域における自立した生活を支えるため、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による様々なサービスを提供する。

3-2-2 短期集中予防サービス

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。

3-2-3 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-2-4 介護予防把握事業

介護認定を受けていない75歳以上84歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-5 介護予防普及啓発事業

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。

3-2-6 介護予防ボランティア指導者等養成事業

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

3-2-7 文の京フレイル予防プロジェクト

高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの継続的な取組を、区内の住民主体の通いの場と連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」と、専門の研修を受けた一般区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって運営する。

3-2-8 生活支援体制整備

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-9 地域介護予防支援事業（通いの場）

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】

3-2-10 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動

を支援する。

3-3-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-3-2 文京いきいきアカデミア（高齢者大学）

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-3-3 生涯にわたる学習機会の提供

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。

3-3-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との協働事業「健康まち歩き」の実施などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。

3-3-5 いきがいづくり世代間交流事業

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力により学生と高齢者が交流しながら行う「健康まち歩き」や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。

3-3-6 いきがいづくり文化教養事業

高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-3-7 いきがいづくり敬老事業

高齢者の生きがいや健康の向上、閉じこもり予防を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。

3-3-8 ふれあいいきいきサロン事業

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者及び子育て世代等が、食事会やおしゃべり等の楽しむ場を通して地域で交流を深め、孤立を予防するとともに地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるようにするため、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

3-3-9 福祉センター事業

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、総合福祉センター祭り等を実施する。

3-3-10 長寿お祝い事業

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる人には、誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-3-11 シルバーセンター等活動場所の提供

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

災害時における避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携の強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

4-1-4 救急通報システム

おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で身体上慢性疾患がある方が、家の中における急病などの救急時に、ペンダントボタンを押すことにより速やかな救援を行う。

4-1-5 福祉避難所の拡充

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

4-2-1 耐震改修促進事業

建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時における負傷の原因となり、また、避難、救出及び救護の障害となる家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行う。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

災害時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更新を支援する。

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害に関する取組や必要な情報を提供するとともに研修会を実施する。

地域包括ケアシステム実現に向けた重点的取組事項（案）

①在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、在宅医療や介護サービスに関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者あんしん相談センターによる退院支援等の取組を推進します。

さらに、区民における医療・介護情報へのアクセス向上を図るため、地域医療連携情報誌の作成や利便性の高い情報検索システムを運用するとともに、医療・介護関係者の情報共有の支援の取組を推進します。

ア) 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

- 地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会や講座の開催
- かかりつけマップを活用し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師定着の取組
- 地域の医療機関や介護サービス事業所等の情報提供、高齢者への退院支援

イ) 地域における医療・介護資源等の把握

- わかりやすい地域医療連携情報誌の作成
- 利便性の高い医療・介護者情報検索システムの運用
- 医療、介護事業者等が参画する多職種会議の開催

ウ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ICTによる情報共有ツールの利用の促進
- 医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種参加型の研修会の実施

②認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安や孤立感の解消を図るため、認知症カフェや認知症家族交流会等を開催するとともに、区民や認知症サポーターによるボランティア活動の取組を推進します。

ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発

- 分かりやすいパンフレットを作成・配布、講演会や講座等の実施
- 認知症の本人や介護者となった家族の視点を重視した情報発信
- 区民、事業者等に加え、小・中・高校向け認知症サポーター養成講座開催の拡大

イ) 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

- 認知症サポート医や認知症支援コーディネーター（看護師）等の専門職による社会参加活動の場等への関与
- 適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組の推進
- 認知症の本人の尊厳に配慮した意思決定支援の取組の推進

ウ) 認知症の本人や家族を支える地域のネットワークキングづくり

- 定期的な認知症家族交流会、認知症カフェの開催、介護者教室の開催
- 区民や認知症サポーターによるボランティア活動の取組の推進

③フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者の社会参加による地域のゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施します。

ア) フレイル予防・介護予防の普及啓発

- パンフレットの作成・配布
- 講演会やプログラム講座等の実施
- 高齢者の生活機能等をチェックし、支援を要する者を介護予防等につなげる取組の強化

イ) 高齢者の社会参加による助け合い・支え合い

- フレイルサポーターや介護予防体操推進リーダーの育成
- 幅広い年代の高齢者が参加できるプログラム講座の実施
- 通いの場の支援、地域におけるゆるやかな助け合い・支え合いの輪の拡大

ウ) 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

- プログラム講座における理学療法士等専門職の関与の促進
- 住民主体の通いの場などにおける理学療法士等専門職の関与の促進
- 高齢者それぞれの年齢層、健康状態等に応じたプログラム講座の実施

④地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民における地域活動への参加の取組を推進し、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開するとともに、地域における助け合い・支え合いの居場所を拡げる取組を推進し、地域を支える担い手を創出し

ます。

ア) 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

- ボランティア養成講座や研修会等の機会の拡大やボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の情報発信
- 高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチング
- 高齢者における生活支援体制のさらなる充実

イ) 住民主体の通いの場等の拡充

- 住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組の積極的な展開
- 人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が参加する取組の推進
- 地域における助け合い・支え合いの居場所を拡げる取組の推進

ウ) 地域ケア会議の推進

- 地域に共通した課題を明確化し、解決に向けた政策形成につなげる取組の推進
- 高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実践力の向上
- 課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組の推進

⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう、業務量や今後求められる役割を勘案した適切な人員体制を確保するとともに、同センター職員のさらなる相談対応能力の向上を図ります。

さらに、相談センターに期待される多様な役割に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと区との連携の強化を図るとともに、複合的な課題を抱える困難ケースに対応するため、他の関係機関との連携の強化を図ります。

ア) 適切な人員体制の確保

- 高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制の整備
- 多様化・複雑化する相談や困難事例に適切に対応するための職員の相談対応能力の向上

イ) 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

- 運営に対する点検・評価の取組の推進
- 高齢者あんしん相談センターへの後方支援及びセンター間の総合調整を担う体制整備の検討

ウ) 他の相談支援機関との連携強化

- 気軽に相談できる窓口としての周知活動
- 民生・児童委員、医療機関、介護事業所、社会福祉協議会等との密接な連携

- 子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携の強化

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者に対する住まいの確保と、住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピアなどの公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア) 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保

- 区内不動産店及び住宅オーナーの協力による民間賃貸住宅の確保
- すまいるの協力店による相談支援、情報提供
- 居住者の見守り体制の整備による住居提供への理解の促進

イ) 文京区居住支援協議会の設置

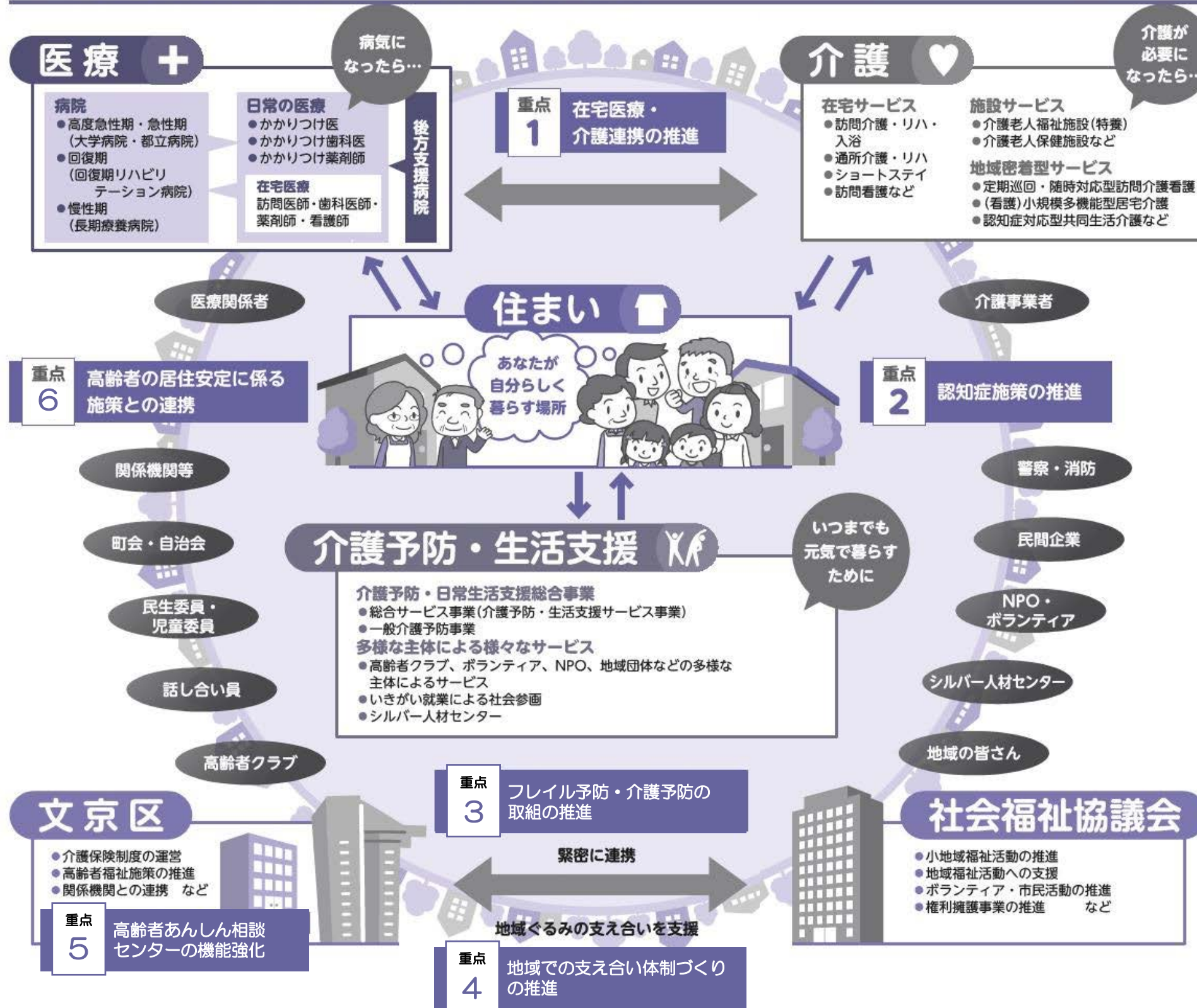
- 文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する協議会の実施
- 関係機関同士の情報共有や支援体制の構築
- 高齢者に対する住まい方の支援の検討

ウ) 公営住宅の管理運営

- 区営住宅、シルバーピア等の適切な管理運営
- 入居者への相談支援、生活支援の実施
- 都営住宅等の募集に関する情報提供

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図 (案)

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ



地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。
 文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③フレイル予防・介護予防の取組の推進
- ④地域での支え合い体制づくりの推進
- ⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化
- ⑥高齢者の居住安定に係る施策との連携

区民の皆さんと ともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって文京区全域で支え合える地域づくりを進めています。
 区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめませんか。
 何かをはじめめることで誰かとつながり、誰かとつながることで地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかにまもりながら、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。

